

「IoT 社会の実現に向けた IoT 推進部実施事業の周辺技術・関連課題における小規模研究開発」に係る公募要領  
(IoT 推進ラボ・経済産業省第 5 回 IoT Lab Selection との連携公募)

【応募受付期間】

平成 29 年 11 月 16 日 (木) ~平成 29 年 12 月 15 日 (金) 正午

【ご注意】

1. 本事業への申請は、IoT 推進ラボ事務局に電子ファイルを e-mail でご提出ください。
2. 併せて、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による申請が必要です。なお、当該システムの使用に当たっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度要しますので、提案を予定されている場合にはお早めに御登録願います。

平成 29 年 11 月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

I o T 推進部

平成 29 年度「IoT 社会の実現に向けた IoT 推進部実施事業の周辺技術・関連課題における小規模研究開発」に係る公募について（IoT 推進ラボ・経済産業省との連携公募）

（平成 29 年 11 月 16 日）

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、IoT 推進ラボを合同公募事務局として、「IoT 社会の実現に向けた IoT 推進部事業の周辺技術・関連課題における小規模研究開発」の公募を行います。本事業への参加を希望される方は、本公募要領に従い御応募ください。

なお、本事業は、平成 30 年度の政府予算に基づき実施するため、政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画、概算払の時期等が変更される場合があります。

## 1. 件名

IoT 社会の実現に向けた IoT 推進部実施事業の周辺技術・関連課題における小規模研究開発

## 2. 概要

### 2-1. 目的

Internet of Things (IoT)、ビッグデータ、人工知能といった技術革新によって、世界的に産業や社会の在り方が大きく変革しつつある状況を踏まえ、我が国においても、新たな IoT ビジネスモデルの創出や IoT プラットフォーマーの発掘・育成を図り、新たな成長の原動力としていくことが必要です。

この度の公募では、「IoT 推進のための横断技術開発プロジェクト」に関連し、イノベーションの創出や当該プロジェクトにおける更なる成果最大化に繋げることを目指して、世界最先端の IoT 社会の実現に向けた課題や周辺技術の研究開発を実施する事業者を、民間企業、大学、公的研究機関等から募集して、より広域な研究開発を行うことを目的とします。

### 2-2. 内容

本公募では、IoT 推進ラボ及び経済産業省が尖った IoT プロジェクトを募集する 第 5 回 IoT Lab Selection（官民合同支援）と連携し、「IoT 推進のための横断技術開発プロジェクト」の重点項目「データ収集・蓄積・解析・セキュリティ等の横断的な次世代の基盤技術、あるいは、それらを統合するシステム化技術等の研究開発」に関連する、IoT 社会の実現に向けた課題や周辺技術に係る研究開発の実施者を募集します。

#### （1）支援対象となるプロジェクト

IoT、ビッグデータ、人工知能を活用して事業化に取り組む先進的プロジェクトで、プロジェクトを実現するために、技術的課題を解決するために研究開発を行う必要があるもの。

## (2) 応募プロジェクト枠

申請に際して、一般枠、地域枠のいずれかを選択いただきます。審査は枠ごとの主旨に応じて実施しますが、評価項目は同様になります。

①一般枠：②以外のプロジェクト。

②地域枠：地域課題の解決や地域経済の活性化に寄与するプロジェクト。

(特に、地方版 IoT 推進ラボや自治体の取り組み等との連携、または地場産業に密着した取組み等を歓迎します。)

具体的な公募の内容に関しては、IoT 推進ラボウェブサイト「[資金・規制支援 IoT Lab Selection](#)」のページ記載の公募要領をご確認ください。また、応募に当たっては、必ず、同ページ記載の申請手続きに従って、合同公募事務局である IoT 推進ラボ事務局宛てに、官民合同支援申請書をご提出ください。

## 2-3 事業期間

N E D O が指定する日から 1 年以内

## 2-4 事業規模

1 件当たり 2,000 万円以内

## 3. 応募資格

応募資格のある法人は、IoT 推進ラボ公募要領の応募資格及び次の(1)～(7)までの条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。

- (1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤があり、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。
- (3) N E D O がプロジェクトを推進する上で必要となる措置を委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 企業等が単独でプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- (5) 研究組合、公益法人等が代表して応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (6) 当該プロジェクトの全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合は、各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有しており、各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- (7) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な部分を、国外

企業等との連携により実施することができる。

#### 4. 応募方法・提出期限

申請様式を IoT 推進ラボホームページ（<https://iotlab.jp/jp/selection.html>）からダウンロードし、期間内に「IoT 推進ラボ事務局」までメール（ファイル添付）で提出ください。

(1) 提出期限：平成 29 年 12 月 15 日正午

(2) 提出先：IoT 推進ラボ事務局（IoT Lab Selection 担当）

iot-info 「@」 jipdec.or.jp（「@」を @ に変えて送信してください。）

(3) 提案書

【様式 1】先進的 IoT プロジェクトに対する官民合同支援申請書※必須（Microsoft Excel）、「4. 希望する支援内容（1）資金支援」のうち、研究開発型プロジェクト資金支援(NEDO)の欄の「希望する」にチェックを入れてください。

【様式 2】事業計画書(A4 両面 5 枚以内を目安)※必須(原則として Microsoft Power Point もしくは Adobe Acrobat(PDF))

【様式 3】事業計画書等（補足説明資料）※任意 様式 2 の記載内容を詳述・補足する場合に提出。様式自由。（原則として Microsoft Power Point もしくは Adobe Acrobat(PDF))

【様式 4】研究開発計画書(Microsoft Power Point または Adobe Acrobat(PDF))  
※NEDO による研究開発に関する資金支援を希望する場合、必須。

(4) 必要に応じて提案書に添付する書類

N E D O が提示した業務委託契約書に合意することが提案の要件となりますが、内容について疑義がある場合は、その内容を示す文書（様式自由）

業務委託契約標準契約書（案）：

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

(3) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募に際し、併せて e-Rad へ応募内容を登録することが必要です。連名の場合には、代表して一法人から登録を行ってください。なお、IoT 推進ラボ詳細は、e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

e-Rad ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

#### 6. 秘密の保持

提案書は本研究開発の実施者選定のためにのみ用い、IoT 推進ラボ事務局及び N E D O で厳重に管理します。

提出物等により御提供いただいた個人情報には以下(1)～(4)のために利用します。これらの目的以外で利用することはありません。（法令等により提供を求められた場合を除きます。）

(1) 提案審査及び審査に係る説明会等のご案内、資料送付等に利用します。

(2) 研究開発の実施体制の審査及び審査後の通知、関係する説明会のご案内、資

料送付等に利用します。

(3) NEDOが開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等のご案内、資料送付等に利用することがあります。

(4) 特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。

## 7. 委託先の選定

### (1) 審査の方法について

IoT推進ラボでの1次審査及び2次審査、研究開発に関する審査の3段階で審査を行います。

1次審査では、審査基準 a.~d.に基づいて、外部有識者による書面審査を行います。

2次審査では、審査基準 a.~d.に基づいて、1次審査で選定された応募者を対象に外部有識者によるプレゼンテーション審査を行います。

研究開発に関する審査では、2次審査で選定された応募者に対して、以下の審査基準 e.,f.に基づいて外部有識者による書面審査を行い、実施者を決定します。必要に応じてヒアリングや資料の追加資料をお願いする場合があります。

委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられません。

なお、NEDOによる委託先の選定とは別に、IoT推進ラボでは、2次審査を通過した案件(ファイナリスト)を対象に第5回先進的IoTプロジェクト選考会議を開催し、グランプリの選定・表彰を行います。

### (2) 採択審査の基準

1次審査、2次審査では、以下4つのポイントが採点の対象となります。

①成長性・先導性 ②波及性(オープン性) ③社会性 ④実現可能性

#### <必須項目> (点数外)

・IoT、AI、ビッグデータのいずれかの活用が認められるか

#### <採点項目> (このうち、少なくとも1つにおいて卓越していること)

##### a. 成長性・先導性

- i. ターゲットとする市場が明確で、その市場が大きい(もしくは大きくなることが見込まれる)か。
- ii. 開発される製品・サービスが成長性・先導性(新規性)を有しており、当該市場における優位性を有するか。
- iii. 優位性を維持・向上させるビジネスモデル等を有しているか。

##### b. 波及性(オープン性)

開発される製品・サービスに係る技術について下記の観点から、将来的に大きな波及効果が期待されるか。

- i. オープンイノベーション(特に大企業とベンチャーの連携)、標準化、プラットフォーム戦略に取り組む

- ii. IoT、AI、ビッグデータの優れた活用事例としてのロールモデルとなり得る
  - iii. 新たな市場の開拓、グローバル展開など、他社のチャレンジを継承するものである
- c. 社会性
- 開発される製品・サービスによって、我が国もしくは海外における社会課題の解決が期待できるか。
- i. 国内課題例：地域経済活性化、少子高齢化・労働力不足、エネルギーの制約、福島・被災地の復興、社会インフラの維持・強化等
  - ii. 海外課題例：貧困、感染症、教育、水不足、地球温暖化防止等
- d. 実現可能性
- プロジェクトを遂行するに当たって、製品のプロトタイプが完成している、エンジニアが所属している等の必要な体制が構築出来ている、必要となる要素技術を保有している等、一定の実現可能性が認められるか。また、研究開発支援に関する審査では以下の項目も審査いたします。
- e. 基本計画との適合性
- i. 開発等の目標がNEDOの意図と合致していること。（革新的な技術開発要素があるか、技術開発が加速し実用化に繋がる可能性があるか等）
  - ii. 開発等の方法、内容等が優れていること。
  - iii. 開発等の経済性が優れていること。
  - iv. 十分な省エネルギー性を含むこと。
- f. 研究開発遂行能力
- i. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
  - ii. 当該開発等の行う体制が整っていること。（再委託予定先、共同研究相手先等を含む。）
  - iii. 当該開発等に必要な設備を有していること。
  - iv. 経営基盤が確立していること。
  - v. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
  - vi. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。
- なお、委託予定先の選考に当たってNEDOは、以下の点を考慮します。
- i. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
  - ii. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合は当該法人の役割の明確化に関すること。

### (3) 委託先の公表及び通知

#### a. 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、事業概要）、採択通知を行うとともに、NEDO及びIoT推進ラボのホームページにて概要を掲載します。不採択となった者には、理由を付した不採択通知を行います。

（2次審査に選出されなかった者への採否の通知はIoT推進ラボ・経済産業省が定める第5回先進的IoTプロジェクト選考会議公募要領に記載の採否

の通知に従います。)

b. 附帯条件

採択に当たって条件（提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、N E D O負担率の変更等）を付す場合があります。

(4) スケジュール

平成 29 年 11 月 16 日：公募開始

11 月 17 日：公募説明会（東京）

12 月 15 日正午：公募締め切り

平成 29 年 12 月中旬～平成 30 年 1 月上旬：1 次審査（書面審査）

平成 30 年 1 月中旬～2 月上旬：2 次審査（プレゼン審査）

2 月中旬：研究開発に関する審査（書面審査）

3 月中旬：委託先決定

4 月：契約、事業開始

※締め切り以降のスケジュールは現時点での予定で、変更の可能性があります。

8. 留意事項

(1) 契約

新規に委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、N E D O が提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。

(2) 研究開発独立行政法人から民間企業への再委託

研究開発独立行政法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

(3) N E D O 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入

過去に実施した N E D O の研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。詳細は別添 6 を御覧ください。なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず御提出をお願いいたします。

(5) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価に御協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、添付の参考資料 1 「追跡調査・評価の概要」を御覧ください。

(6) 知財マネジメント

- ・本プロジェクトは、知財マネジメント基本方針を適用します。詳細は、別添 1 を御覧ください。
- ・本プロジェクトでは、産業技術力強化法第 19 条（日本版バイ・ドール規定）が適用されます。

- ・本プロジェクトの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）に御協力をいただきます。

(7) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。

本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）によりNEDOに報告してください。

【参考】

平成22年6月19日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/sonota.html>

(8) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針（経済産業省）」についてはこちらを御参照ください：

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-hotline.htm](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-hotline.htm)

※2. 「補助金停止等機構達（NEDO）」についてはこちらを御覧ください：

[http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。

ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。

(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)

iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、NEDOの事業への応募を制限します。

(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1~5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)

iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi~iiiの措置を講じることがあります。

v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

#### (9) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3)及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4)に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3 研究不正指針についてはこちらを御参照ください：[経済産業省ホームページ](#)

※4 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください：[N E D Oホームページ](#)

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

ii. 不正行為に関与した者に対し、N E D Oの事業への翌年度以降の応募を制限します。

（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間）

iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、N E D Oの事業への翌年度以降の応募を制限します。

（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間）

iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からN E D Oに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

v. N E D Oは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

(10) N E D Oにおける研究不正等の告発受付窓口

N E D Oにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部  
〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131 FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：[helpdesk-2@ml.nedo.go.jp](mailto:helpdesk-2@ml.nedo.go.jp)

ホームページ：[研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告](#)

### 発受付窓口

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

#### (11) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、採択決定後、別添7のとおりNEDOとの関係に係る情報をNEDOのホームページで公表することがありますので御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

#### (12) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

a. 我が国では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制※が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。関係法令・指針等に違反し、事業を実施した場合には、事業費の交付決定を取り消すことがあります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。なお、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

- ・ [経済産業省：安全保障貿易管理\(全般\)](#) / [\(Q&A\)](#)
- ・ [経済産業省：安全保障貿易ハンドブック](#)
- ・ [一般財団法人安全保障貿易センター](#)
- ・ [安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス\(大学・研究機関用\)](#)